

地域中小企業知財戦略コンサルティング事業

① 地域中小企業知財戦略コンサルティング事業とは

岩手県内の中小企業の方に、知的財産や技術動向の調査・分析等を行う知的財産の専門家を一定期間集中的に派遣し、中小企業の方が保有している知的財産を、戦略的に経営に活用するための支援を行うものです。

③ 支援内容

知的財産専門家を派遣し、以下のような支援を組み合わせることで、特許を核とした知的財産戦略の策定を支援いたします。

なお、下記に該当する場合でも、特許出願料等の支援は対象になりません。

○特許分析の支援

(例)「特許マップ作成」、「特許流通支援チャートの活用法」

○特許戦略策定の支援

(例)「出願方針の決定」、「知財の保護」

○事業化に向けた特許評価の支援

(例)「事業化計画の策定」、「特許権の担保価値の判断」

② 対象企業

- ① 中小企業支援法第2条に定める「中小企業者」で、岩手県内に事業所があること
- ② 知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲があること
- ③ 策定された知的財産戦略を実行することにより、支援の効果が期待できること
- ④ 独自の技術基盤を持ち合わせていること

特許調査
技術動向調査
新規性調査
公知例調査
権利侵害調査

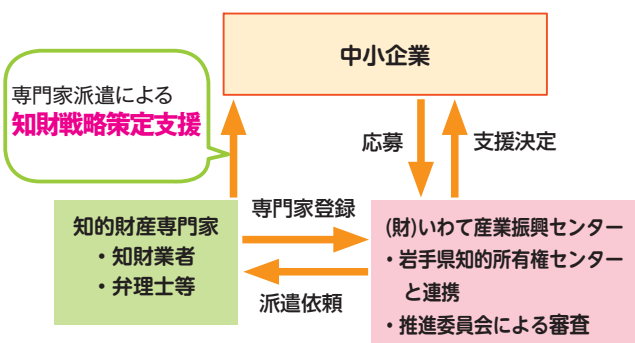
特許マップ作成
・特許流通支援
チャート等の活用
による議論・分析

知的財産戦略策定
- 研究開発戦略
出願戦略
ライセンス戦略
保護戦略
事業化戦略

○事業の核となる技術に関する調査・分析、またその分析内容に基づいた経営戦略の策定について、派遣する知的財産専門家と共に取り組んでいただきます。

○知的財産戦略は、最終的には企業の経営戦略の柱になるものとされており、事業終了後も策定した戦略を常に見直しながら経営に反映するように活用してください。

④ 事業フロー・事業計画



(1) 支援期間

平成22年8月～平成23年2月(予定)

(2) 専門家派遣回数

支援対象企業に対する支援内容により異なりますが、10回程度を予定しております。

(3) お申し込み方法

派遣要請書に必要事項をご記入のうえ、当センターまでご提出ください。

■締切り **6月30日(水)**

(4) 事前ヒアリング及びプレゼンテーション

要請書受理後に、事務局によるヒアリングを実施いたします。また、本事業の推進委員会で知的財産戦略策定への取組方針等についてプレゼンを行っていただきます。

(5) 支援の決定と派遣する専門家

支援の可否については、推進委員会にて審議のうえ決定されます。

また、派遣する知的財産専門家について、推進委員会で決定しますが、申請時に希望する専門家をご指定いただくことも可能です。

⑤ 知的財産専門家とは

- ・ 知的財産に関する知識を有する弁理士・弁護士・中小企業診断士等
- ・ 特許等の調査や特許マップ作成等、特許情報面での支援を行っている調査業者
- ・ 特許等の価値評価を行っている業者
- ・ 信託、証券化等による資金調達の支援を行っている業者
- ・ 技術導入や技術開発を中心とした企業経営のコンサルタントを行っている業者

⑥ 事業費について

本事業における事業費の対象となる経費は、専門家の派遣に要する経費(謝金、旅費)です。

また、謝金及び旅費は、当センターの規定によりお支払いいたします。

なお、1社あたりの事業費の総額は、300万円(消費税分を除く)以内です。

⑦ 経費の負担について

対象企業には、専門家の派遣に要する経費の1/5をご負担いただきます。

■お申し込み・お問い合わせ■

派遣要請書に必要事項をご記入のうえ当センターまでご提出ください。派遣要請書は、当センターのホームページよりダウンロードできます。

<http://www.joho-iwate.or.jp/info/chizai00.html>

※派遣要請書にご記入いただいた個人情報は、本事業実施にかかる業務にのみ使用し、第三者への提供はいたしません。

財団法人いわて産業振興センター 産業支援グループ

担当：山根

〒020-0852 盛岡市飯岡新田3-35-2 岩手県先端科学技術研究センター2F